

郵便業務管理規程の変更の認可について（「特定封筒」の発行）

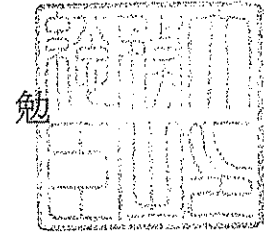
（諮問第1023号）



大
諮問第1023号
平成22年7月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 佐藤



諮問書

郵便事業株式会社代表取締役会長北村憲雄から、平成21年7月3日付け郵郵事第35号で、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号）第70条第1項の規定に基づく郵便業務管理規程の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、同条第3項各号の規定に適合したものと認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、同法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

審 査 結 果

審査基準	審査結果	理 由
<p>【法第 70 条第 3 項第 1 号】</p> <p>1 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【法第 70 条第 3 項第 2 号】</p> <p>2 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【法第 70 条第 3 項第 3 号】</p> <p>3 1 週間につき 6 日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【法第 70 条第 3 項第 4 号】</p> <p>4 郵便物(国際郵便に係るものを除く。)について差し出された日から 3 日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、3 日を超え 2 週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【法第 70 条第 3 項第 5 号】</p> <p>5 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすいところに、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【法第 70 条第 3 項第 6 号】</p> <p>6 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。</p>		

<p>【施行規則第 30 条第 8 項第 1 号】</p> <p>① 郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【施行規則第 30 条第 8 項第 2 号】</p> <p>② 法第 6 条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【施行規則第 30 条第 8 項第 3 号】</p> <p>③ 郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。</p>	適	重量等に関わらず一律の料金で差し出すことができる封筒一体型のサービスの新設に伴い、当該サービスで使用される「特定封筒」(350 円及び 500 円)を発行しようとするものであり、適切に定められていると認められる。
<p>【施行規則第 30 条第 8 項第 4 号】</p> <p>④ 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。

郵 事 第 3 5 号
平成 2 1 年 7 月 3 日

総務大臣
佐藤 勉 様

郵便事業株式会社
代表取締役会長

北村 憲



郵便業務管理規程の変更に関する認可申請書

郵便法（昭和 2 2 年法律第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に基づき、郵便業務管理規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 郵便業務管理規程
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施予定期日
平成 2 2 年 4 月 1 日
- 3 変更を必要とする理由
お客さまの利便性を一層向上させることにより、利用の維持・拡大を図るため。

郵便業務管理規程新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧 欄	新 欄																										
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(郵便切手類の発行)</p> <p>第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す記票（以下この節において「郵便切手類」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することができるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="730 1169 1082 2065"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便切手</td> <td>1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、 100、110、120、130、140、160、200、 270、300、350、420、500、1、000</td> </tr> <tr> <td>郵便葉書の料額印面</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>国際郵便葉書の料額印面</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>郵便書筒の料額印面</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>航空書筒の料額印面</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：円</p>	種類	金額	郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、 100、110、120、130、140、160、200、 270、300、350、420、500、1、000	郵便葉書の料額印面	50	国際郵便葉書の料額印面	70	郵便書筒の料額印面	60	航空書筒の料額印面	90	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(郵便切手類の発行)</p> <p>第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す記票（以下この節において「郵便切手類」という。）は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することができるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="730 190 1082 1108"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郵便切手</td> <td>1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、 100、110、120、130、140、160、200、 270、300、350、420、500、1、000</td> </tr> <tr> <td>郵便葉書の料額印面</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>国際郵便葉書の料額印面</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>郵便書筒の料額印面</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>航空書筒の料額印面</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>特定封筒の料額印面</td> <td>350、500</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：円</p>	種類	金額	郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、 100、110、120、130、140、160、200、 270、300、350、420、500、1、000	郵便葉書の料額印面	50	国際郵便葉書の料額印面	70	郵便書筒の料額印面	60	航空書筒の料額印面	90	特定封筒の料額印面	350、500
種類	金額																										
郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、 100、110、120、130、140、160、200、 270、300、350、420、500、1、000																										
郵便葉書の料額印面	50																										
国際郵便葉書の料額印面	70																										
郵便書筒の料額印面	60																										
航空書筒の料額印面	90																										
種類	金額																										
郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、 100、110、120、130、140、160、200、 270、300、350、420、500、1、000																										
郵便葉書の料額印面	50																										
国際郵便葉書の料額印面	70																										
郵便書筒の料額印面	60																										
航空書筒の料額印面	90																										
特定封筒の料額印面	350、500																										
<p>第5条～第15条 (略)</p>	<p>第5条～第15条 (略)</p>																										

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年10月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 平成19年4月30日までの内国郵便約款第66条（料金受取人払）第1項の承認を受け、施行日以後に同項の規定又はこれに相当する内国郵便約款の規定に従って差し出される郵便物を引き受けた場合は、第10条第3項に規定する郵便物であることが一見して明らかである場合とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年10月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 平成19年4月30日までの内国郵便約款第66条（料金受取人払）第1項の承認を受け、施行日以後に同項の規定又はこれに相当する内国郵便約款の規定に従って差し出される郵便物を引き受けた場合は、第10条第3項に規定する郵便物であることが一見して明らかである場合とみなす。

附 則 (平成21年5月29日 郵切第 第130号)

この規程は、平成21年7月23日から施行する。

附 則 (平成**年**月**日 郵便第**号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

郵便業務管理規程の変更の認可申請の概要及び審査結果
(「特定封筒」の発行)

平成21年7月17日
総務省

1 変更の認可申請の概要

(1) 変更の趣旨

一定の重量等を上限に定額料金で差出しができる「封筒一体型サービス」の新設に伴い、「特定封筒」を発行する。

(2) 変更の内容

郵便事業(株)が発行する郵便切手類として、新たに「特定封筒（350円、500円）」を追加するもの。

○郵便業務管理規程

(郵便切手類の発行)

第4条 会社が発行する郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、次の表のとおりとする。ただし、金額については、利用者の便益を考慮して会社が必要と認める場合には右欄に掲げるもの以外のものを発行することがあるものとする。

現行		改正（案）	
単位：円		単位：円	
種類	金額	種類	金額
郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、100、110、120、130、140、160、200、270、300、350、420、500、1000	郵便切手	1、3、5、10、20、30、50、70、80、90、100、110、120、130、140、160、200、270、300、350、420、500、1000
郵便葉書の料額印面	50	郵便葉書の料額印面	50
国際郵便葉書の料額印面	70	国際郵便葉書の料額印面	70
郵便書簡の料額印面	60	郵便書簡の料額印面	60
航空書簡の料額印面	90	航空書簡の料額印面	90
		特定封筒の料額印面	350、500

(3) 実施予定日 平成22年4月1日（木）

2 審査結果

申請された郵便業務管理規程の変更については、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「施行規則」という。）の以下の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

認可基準	審査結果	理由
1 【法第 70 条第 3 項第 1 号】 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。	—	従前と同様であり変更はない。
2 【法第 70 条第 3 項第 2 号】 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。	—	従前と同様であり変更はない。
3 【法第 70 条第 3 項第 3 号】 1 週間につき 6 日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。	—	従前と同様であり変更はない。
4 【法第 70 条第 3 項第 4 号】 郵便物(国際郵便に係るものを除く。)について差し出された日から 3 日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。)以内(郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、3 日を超え 2 週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内)に送達することが定められていること。	—	従前と同様であり変更はない。

認可基準	審査結果	理由
<p>5 【法第 70 条第 3 項第 5 号】 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすいところに、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>6 【法第 70 条第 3 項第 6 号】 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。</p>		
<p>【施行規則第 30 条第 8 項第 1 号】 ① 郵便物を引き受けた場合において、引受けの際現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【施行規則第 30 条第 8 項第 2 号】 ② 法第 6 条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。
<p>【施行規則第 30 条第 8 項第 3 号】 ③ 郵便切手等の金額の種類が郵便に関する料金の納付の用に供するものとして適切に定められていること。</p>	適	一定の重量等を上限に定額料金で差出しができる「封筒一体型サービス」の新設に伴い、当該サービスで使用される「特定封筒」(350 円及び 500 円)を発行しようとするものであり、適切に定められていると認められる。
<p>【施行規則第 30 条第 8 項第 4 号】 ④ 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。</p>	—	従前と同様であり変更はない。

●郵便法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号）（抜粋）

（郵便業務管理規程）

第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程（以下「郵便業務管理規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 郵便の業務の管理に関する事項
- 二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法
- 三 郵便物の配達の方法
- 四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法
- 五 その他総務省令で定める事項

3（略）

（審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。
- 二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

●郵便法施行規則（平成十五年一月十四日総務省令第五号）

（郵便業務管理規程の記載事項）

第二十九条 法第七十条第二項第五号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一（略）
- 二 郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票（以下「郵便切手等」という。）に関する事項

●郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年三月二十八日政令第八十三号）

郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。